

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成 18 年島根県規則第 34 号)

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 31 日

島根県知事 溝口善兵衛

(趣旨)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の施行については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(自立支援医療費の支給認定の申請等)

第 2 条 法第 53 条第 1 項及び法第 56 条第 1 項の申請は、様式第 2 号によるものとする。

2 省令第 35 条第 2 項第 1 号の医師の意見書又は診断書は、様式第 4 号によるものとする。ただし、法第 53 条第 1 項の申請に併せて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項の申請又は同条第 4 項の認定の申請を行う場合にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 44 年島根県規則第 54 号）様式第 5 号によることができる。

3 法第 54 条第 3 項の自立支援医療受給者証は、様式第 6 号によるものとする。

4 政令第 32 条第 1 項の規定による届出は、様式第 9 号によるものとする。

6 政令第 33 条第 1 項の申請は、様式第 11 号によるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請等)

第 3 条 法第 59 条第 1 項の申請は、政令第 1 条の 2 第 1 号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）及び同条第 2 号に規定する更生医療（以下「更生医療」という。）に係るものにあつては様式第 12 号に、同条第 3 号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものにあつては様式第 13 号によるものとする。

2 法第 60 条第 1 項の更新の申請は、育成医療及び更生医療に係るものにあつては様式第 13 号の 2 に、精神通院医療に係るものにあつては様式第 13 号の 3 によるものとする。

3 法第 64 条の規定による届出は、様式第 14 号によるものとする。

4 省令第 63 条（同条第 1 号に該当する場合に限る。）の規定による届出は、様式第 15 号によるものとする。

5 政令第 40 条の規定による届出は、様式第 16 号によるものとする。

(障害福祉サービス事業等の届出)

第 4 条 法第 79 条第 2 項の規定による届出は、様式第 17 号によるものとする。

2 法第 79 条第 3 項の規定による届出は、様式第 18 号によるものとする。

3 法第 79 条第 4 項の規定による届出は、様式第 19 号によるものとする。

(障害者支援施設の届出等)

第 5 条 法第 83 条第 3 項の規定による届出は、様式第 20 号によるものとする。

2 政令第 43 条の 7 第 1 項の規定による届出は、様式第 21 号によるものとする。

3 政令第 43 条の 7 第 2 項の規定による報告は、様式第 22 号によるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

2 児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

3 身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

4 知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和44年島根県規則第54号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(療育の給付、育成医療の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部改正)

7 療育の給付、育成医療の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則(昭和62年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年規則第85号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第50号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 86 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 6 号）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則様式第 3 号、様式第 12 号その 1 及び様式第 16 号その 1 は、この規則の施行の日前においても使用することができる。

附 則（平成 22 年規則第 74 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 20 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 51 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 規則第 82 号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 71 号）

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。